

## 幕張ベイタウン地域運営委員会設立準備会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、幕張ベイタウン地域運営委員会設立準備会（以下「準備会」という。）とする。

(目的)

第2条 準備会は、将来に渡って、幕張ベイタウンにおける住民主体の「助けあい、支えあい」による地域運営が継続できるよう、幕張ベイタウン地域運営委員会を設立することを目的とする。

(対象区域)

第3条 本会の活動の対象とする区域は、打瀬地区全域とする。

(活動)

第4条 準備会は、第2条に定める目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 幕張ベイタウン地域運営委員会の組織、運営方法の検討
- (2) 対象区域内で活動する団体同士の連携・協働の促進
- (3) 対象区域内の実情の把握
- (4) 対象区域の将来像の検討
- (5) 対象区域における「助けあい、支えあい」による地域活動に関する企画立案
- (6) その他、準備会の目的を達成するために必要な事項

(構成団体及び支援団体)

第5条 準備会の構成団体及び支援団体は、別表のとおりとする。

- 2 地域団体等を新たに構成団体又は支援団体とする場合は、総会の承認を必要とする。

(会議)

第6条 準備会の会議は、総会及び定例会とする。

(総会)

第7条 総会は、第5条に定める構成団体から推薦された者（以下「構成員」という。）により構成する。ただし、各構成団体が推薦できる者は3名以内とする。

- 2 総会は会長が必要と認めるときに召集する。ただし、構成員の過半数の請求があった場合、会長は速やかに会議を招集しなければならない。

- 3 総会は、構成員の過半数の出席により成立する。
- 4 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。
  - (1) 以下に記載する準備会の運営に関すること
    - ア 予算、活動計画の決定
    - イ 決算、活動報告の承認
    - ウ 役員を選出
    - エ 新規構成団体の承認
  - (2) 地域運営委員会の設立に関すること
  - (3) その他、準備会の活動を行う上で必要な事項
- 5 総会の議事は、出席者の過半数によって決する。
- 6 構成員が総会に出席できない場合は、その権限の行使を当該構成員が所属する構成団体の他の構成員に委任することができる。
- 7 構成団体及び支援団体の会員等は、総会に出席し意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(定例会)

- 第8条 定例会は、第11条に規定する役員、第7条第1項に規定する構成員並びに構成団体及び支援団体の会員等で参加を希望し会長の承認を得た者をもって構成する。
- 2 定例会は、原則として隔月開催する。
  - 3 定例会は、総会に付議する事項に関する事、総会で決議された事項の実施に関する事、その他準備会の活動に関する事項について協議するとともに、構成団体及び支援団体の活動内容等に関する情報交換、意見交換及び連絡調整等を行う。

(議事録)

- 第9条 総会及び定例会の議事については、議事の概要等を記載した議事録を作成する。

(事務局)

- 第10条 準備会の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。
- 2 事務局員は、活動区域内の住民、就業者又は準備会の目的に賛同する支援者の中から会長が任命する。
  - 3 事務局の職務は以下のとおりとする。
    - (1) 準備会の運営に関する事
    - (2) 美浜区との連絡調整に関する事
    - (3) 構成団体及び支援団体との連絡調整に関する事
    - (4) その他会長が必要と認める事

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名以内
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 1名

2 役員は、構成員の中から、総会での議決を経て選出する。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は準備会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 会計は、準備会の運営に伴う経理事務を担当する。
- (4) 監事は、準備会会計の会計監査を行う。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は、準備会の解散までとする。

(経費)

第14条 準備会の経費は、会費、補助金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 準備会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

ただし、最初の会計年度は、準備会成立の日から平成27年3月31日までとする。

(会計帳簿の整備)

第16条 準備会は、会の収入、支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 活動区域内の住民が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(監査と報告)

第17条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、会員に報告する。

(規約の改正)

第18条 この規約を改正するときは、総会において、出席した構成員の過半数の同意を得なければならない。

(解散)

第19条 準備会は、第2条に定める目的達成の日をもって解散する。

(雑則)

第20条 この規約に定めるもののほか、準備会の運営に必要な事項については会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成26年8月3日から施行する。

別 表 (第5条関係)

構成団体名
幕張ベイタウン協議会
幕張ベイタウン自治会連合会
幕張ベイタウン商店街振興組合
社会福祉協議会打瀬地区部会
打瀬地区民生委員・児童委員協議会
打瀬中学校区青少年育成委員会
打瀬地区スポーツ振興会
打瀬中学校
打瀬小学校
海浜打瀬小学校
美浜打瀬小学校
支援団体名
UR 都市機構千葉エリア経営部
千葉大学 (中山茂樹教授)
淑徳大学 (本多敏明助教)